

周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター夜間対応業務委託 に関するプロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター夜間対応業務委託(以下「本業務」という。)の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター夜間対応業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 業務の目的

別添の周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター夜間対応業務委託仕様書のとおり

(3) 業務内容

別添の周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター夜間対応業務委託仕様書のとおり

(4) 委託期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市内一円(大津島を含む)。ただし、受信(電話相談)センターの設置場所についてはこの限りではない。

(6) 業務に要する費用(提案上限額)

①緊急通報システム事業

希望上限月額 2,500円/台(消費税相当額を含まない)

※H30年4月現在 約1,130台

②もやいネットセンター夜間対応業務

希望上限年額 1,853,704円

(消費税相当額を含まない)

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 平成30年12月1日時点において、「平成30・31年度周南市競争入札等参加資格者名簿(業務委託)」に登録されている者であること。
- (6) 本市と同程度、もしくはそれ以上の人口規模の自治体における緊急通報システム事業・夜間対応業務に携わった経験があること。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

平成30年12月3日(月)

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、福祉医療部地域福祉課でも配布します。なお、プロポーザルの実施に関する説明会は開催しません。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

- ア 【様式2】 プロポーザル参加表明書
- イ 法人登記の登記簿謄本(提出日から3カ月以内に発行されたもの)
- ウ 【様式3】 履行実績調

② 提出期限

平成30年12月17日(月)正午必着

③ 提出場所

ア 郵送の場合 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市地域福祉課もやいネットセンター担当 宛

イ 持参の場合 周南市地域福祉課もやいネットセンター担当

(市役所1階19番窓口)

④ 提出方法

郵送または持参とする。

※電子メール、ファックスでの提出は受け付けません。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格審査結果

参加表明書提出者に対し、【様式4】プロポーザル参加資格審査結果通知書を通知します。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、【様式1】プロポーザル質問票によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 受付期間

平成30年12月3日(月)9時から平成30年12月7日(金)正午までとします。(ただし、受信確認は、9時から17時まで、最終日は正午までとします。土・日・祝日は除きます。)

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

地域福祉課 E-mail: fukushi@city.shunan.lg.jp

地域福祉課 電話番号: 0834-22-8404(ダイヤルイン)

(4) 回答方法

平成30年12月12日(水)以降に質問者名を伏してすべての事業者に電子メールにより回答します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- ① 【様式5】 企画提案書
- ② 【様式9】 事業者概要
- ③ 【様式7】 経営状況(直近3年分の賃借対照表と損益計算書を添付)
- ④ 【様式10】 費用見積書
- ⑤ 【任意様式】 積算根拠

業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載してください

(2) 提出期間

平成30年12月21日(金)から平成31年1月11日(金)正午まで(受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時まで、最終日は正午までとします。)

(3) 提出場所

ア 郵送の場合 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
周南市地域福祉課もやいネットセンター担当 宛

イ 持参の場合 周南市地域福祉課もやいネットセンター担当
(市役所1階19番窓口)

(4) 提出方法

郵送または持参とする。

※電子メール、ファックスでの提出は受け付けません。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

(5) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本8部とします。

(6) 提案書作成上の注意

- ① 提案書は本要領及び仕様書の必要事項を満たすこと。
- ② 提案書は、A4版片とじ・横書きとします。
- ③ 提案内容は簡潔に概要を記載してください。なお、記載を補完するためのイラスト、イメージ図又は図面等を添付できます。
- ④ 提案書の様式はホームページ上に掲載します。ただしこれは「別添のとおり」と記入し、任意の様式で作成することを妨げるものではありません。

7 審査方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

企画提案書の提出者が多数の場合は、書類審査とプレゼンテーションを分け、2段階で選定を行います。書類審査の段階で選定対象外と判断した応募者には、別にその旨通知します。

企画提案書の提出者が1者しかいなかった場合でも、当該規格競争は有効に成立し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(2) 受託候補者の選定

① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター夜間対応業務プロポーザル審査委員会」が行います。

② 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、(プレゼンテーション・ヒアリング内容)及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。

③ 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

④ 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

⑤ 審査結果

審査結果は、平成31年2月12日(火)以降、周南市公式ホームページで公表します。

【審査結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点

イ 参加者の名称(50音順)

ウ 参加者の評価点(点数順)

注：イとウの対応関係は、明らかにしません。

また、プロポーザル参加者全員に「【様式 6】プロポーザル審査結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8 評価基準及び配点

項目	評価の視点	配点
本業務の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報・相談対応業務に対する基本理念 ・ 契約実績等 	10
受信センターの体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員体制について（有資格者の配置状況） ・ 受信センターの立地 ・ 職員の研修実施状況 	15
受信センターの業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受信センターの業務内容について ・ 各関係機関との連携 ・ 災害時の対応 ・ 受信センターの障害等への対策について 	25
個人情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護への取組 	5
緊急通報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置、撤去時の工事 ・ 定期保守・故障等異常時の体制 	10
周南市への貢献（還元）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の雇用促進等 ・ 市内での受信センター等施設機能の強化充実等 	10
価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積額について 	15
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特長、独自性 	10

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	平成30年12月 3日(月)
② 実施要領等に関する質疑受付	平成30年12月 3日(月)から 平成30年12月 7日(月) 正午まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	平成30年12月12日(水)
④ 参加表明書の提出	平成30年12月 3日(月)から 平成30年12月17日(月) 正午まで
⑤ 参加資格の審査結果の通知	平成30年12月21日(金)
⑥ 企画提案書等の受付期間	平成30年12月21日(金)から 平成31年 1月11日(金) 正午まで
⑦ 企画提案書の審査及びヒアリングの実施	平成31年 1月29日(火)予定
⑧ 審査結果の通知	平成31年 2月中旬予定
⑨ 業務委託契約の締結	平成31年 3月予定
⑩ 審査結果等の公表	平成31年 3月予定

10 契約(受託候補者特定後)

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

11 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模(提案上限額)を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(市からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(【様式 8】プロポーザル参加辞退届)により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例(平成 16年周南市条例第 36号)に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

12 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市福祉医療部地域福祉課もやいネットセンター担当

担当 角田・石飛

電話番号 0834-22-8404

FAX 番号 0834-22-8396

E-mail fukushi@city.shunan.lg.jp